資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億七百九十四万五千五百五十六円、資本準備金の額を金二億四百九十四万五千五百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年十月六日

鳥取県米子市道笑町一丁目九番地

有限会社益尾地所

代表取締役　益尾　忠藏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十月二十一日を基準日と定め、同日午前八時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年十月二十一日以降開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年十月六日

東京都渋谷区渋谷三丁目一七番四号

株式会社ＥＰＡＲＫスポーツ

代表取締役　古志野史嗣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月六日

東京都杉並区高円寺北三丁目二二番一四号

株式会社金子園

代表取締役　市川　佳男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月六日

東京都墨田区亀沢一丁目三番三号

日本複写工業株式会社

代表取締役　出井　真紀

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月六日

兵庫県姫路市飾磨区英賀西町二丁目七番地

建設機械土木株式会社

代表取締役　弘瀬　政幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十月六日

広島市中区昭和町一番二五号

フジ機設株式会社

代表取締役　福原　哲志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるクリストプ・ミュゼが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月六日

東京都渋谷区神宮前四丁目三二番一号地下一階

株式会社Muser Company

日本における代表者

クリストプ・ミュゼ

限定承認公告

本籍埼玉県加須市麦倉二一九四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　須藤　孝秀

右被相続人は平成二十八年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十三日さいたま家庭裁判所久喜出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月六日

埼玉県加須市麦倉二一九四番地

限定承認者　須藤　武夫

限定承認公告

本籍東京都荒川区町屋三丁目一〇五八番地、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地三丁目一〇番二〇号　被相続人　亡　齋藤　洋志

右被相続人は平成二十八年六月二十二日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十六日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月六日

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地三丁目一〇番二〇号

限定承認者　齋藤　康治

限定承認公告

本籍静岡県静岡市清水区千歳町四七八番地二一、最後の住所静岡県静岡市清水区千歳町七番二一号　被相続人　亡　大村　巖

右被相続人は平成二十八年六月二十日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十七日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月六日

静岡県静岡市清水区千歳町七番二一号

限定承認者　大村のり子

任意清算公告

当社は、平成二十八年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十月六日

長崎県大村市竹松本町一〇六二番地の五

合名会社井手商店

代表社員　井手　要

合併公告及び出資一口の金額の減少公告

平成二十八年九月二十八日開催の甲、乙及び丙の臨時総会において、平成二十九年三月一日をもって左記たばこ商業協同組合は合併して甲は乙及び丙の権利義務一切を承継して存続し、乙及び丙は解散すること、並びに存続する甲の出資一口の金額を五百円から一百円に減少することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当該組合にその旨お申し出下さい。

なお、甲、乙及び丙の直近の財産目録及び貸借対照表は、当該組合の事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項、第六十三条の四第五項及び第六十三条の五第七項の規定により公告いたします。

平成二十八年十月六日

兵庫県姫路市北条字中道の二　二五二番地

二八　（甲）姫路たばこ商業協同組合

代表理事　西脇　龍荘

兵庫県たつの市龍野町旭町七一番地

（乙）龍野たばこ商業協同組合

代表理事　長尾　正洋

兵庫県加西市北条町北条字宮西五六二番地

二　（丙）加西たばこ商業協同組合

代表理事　山本　保

訂正公告

平成二十八年九月三十日（号外第二一七号）掲載の解散公告中、「代表清算人　柴田　直己」とあるは「代表清算人　畠山　輝章」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十月六日

東京都港区六本木七丁目8番6号ＡＸＡＬＬ・ＲＯＰＰＯＮＧＩ

株式会社Ｎｏｚ

代表清算人　畠山　輝章

訂正公告

平成二十八年九月三十日掲載の左記会社に係る定款変更につき通知公告中、「なお、効力発生日は平成二十八年十一月一日です。」とあるは「なお、効力発生日は平成二十八年十一月二日です。」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年十月六日

愛知県名古屋市昭和区御器所三丁目二番五号

電子システム株式会社

代表取締役　田中弘一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	四上	一五（終りから）	に改める。
三	二	一四（終りから）	大阪市住吉区灘一丁目1番1号	大阪市港区弁天一丁目1番1号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月六日付第二二一号四八　ページ●同日付政府調達第一八八号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）